

令和8年度 三春町就学援助制度のお知らせ

三春町では、お子さまが小中学校に就学するうえで、経済的な理由でお困りの方に、教育費の一部を援助する制度があります。支給の対象となるのは、下記の認定基準に該当する保護者様で、教育委員会が家庭状況等について審査の上、認定を受けた方です。

1 認定要件・証明書類

要件	証明書類
1 生活保護を受けている	生活保護決定通知書・被保護証明書
2 生活保護が停止または廃止になったが、依然生活が困難である	生活保護停止・廃止決定通知書
3 町民税が非課税	所得課税証明書
4 国民年金が減免	国民年金保険料免除申請承認通知書
5 児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書
6 職業が不安定、または病気や災害、保護者の失業、死亡などによる経済的困難	所得課税証明書など(所得額、控除額、市町村県民税額等の記載があるもの)

2 申請の手続き（現在認定されている方でも毎年申請が必要です。）

就学援助受給申請書に必要事項を記入し、該当項目に応じた証明書類を添付して、通学している小中学校に提出してください。認定結果は、学校を通じてお知らせします。

※小学生と中学生とは分けて申請書を作成してください。この場合、証明書類は小学生の申請書に添付してください。

3 提出書類

- (1) 令和8年度就学援助受給申請書
- (2) 口座振込依頼書
- (3) 通帳の写し(口座番号とカタカナ名義記載部分)
- (4) 証明書類

●認定要件1・2・4・5の場合 いずれかにあてはまることを証明する書類のコピー

※住所、氏名、有効期間、支給開始年月日等が記載されている面をコピーしてください。

●認定要件3・6の場合 所得課税証明書など(所得額、控除額、市町村県民税額等の記載があるもの)

※申請書に記載のある方全員分(学生は不要)の証明書が必要です。(同一住所で別世帯の方や住所が異なっても生計を共にしている方の分も必要です)

※所得課税証明書は三春町役場税務会計課で発行しています。就学援助の申請に使用する旨を窓口で伝えると無料になります。運転免許証などの身分証明書をご持参ください。令和7年1月2日以降に三春町に転入された方は、令和7年1月1日の時点で住民登録されている市町村で交付を受けてください。



参 考 資 料

■ 援助される主な内容（下表は令和7年度認定者の年額 単位:円）

区 分	小学校	中学校
学用品費	11,630	22,730
通学用品費(第1学年を除く)	2,270	2,270
校外活動費(宿泊を伴わない)	(上限)1,600	(上限)2,310
校外活動費(宿泊を伴う)	(上限)3,690	(上限)6,210
入学準備金または 新入学児童生徒学用品費	57,060	63,000
修学旅行費	実 費	実 費
PTA会費	(上限)3,450	(上限)4,260
生徒会費	(上限)4,650	(上限)5,550
オンライン学習通信費	月額 1,250 円(1 世帯当たり)	
クラブ活動費		30,150
学校給食費	実 費	実 費
卒業アルバム代	(上限)11,000 円	(上限 10,000 円)

- ・今年度、学校給食費は無償化のため就学援助制度からの支給はありません。
- ・援助費の支給は年3回(長期休業の前)、保護者様の口座に振り込みます。
※学校諸会費に未納がある場合は、未納分を充当し、残りを学校長より現金支給しますので、ご了承ください。
- ・町外区域外就学児童生徒の場合は、支給される費用が限られます。

■年度途中からの認定について

年度の途中で、援助を受ける事由が生じた場合、その時点で申請することができます。その際は学校までご連絡ください。

問い合わせ先	各小中学校 または 教育課 学校教育グループ Tel0247-62-6310
--------	---